

4 注意点

- 印鑑は提出書類すべて同じものを使用してください。(スタンプ印不可)
- 同一種類の助成については、一つの建物に対して1回限りとなります(年度が替わっても一度助成を受けた種類の助成に対しては対象となりません)。ただし、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクはこの限りではありません。
- 太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも助成の対象とします。対象機器等は「3 助成対象機器等と助成金額」の表の欄外をご確認ください。
- 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 未使用品であること。
- 太陽光発電システムの最大出力、遮熱塗装等断熱改修の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。
- 小規模燃焼機器改修、遮熱塗装等断熱改修、空調設備機器改修、LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。
- 助成対象者が自ら設置工事等を行う場合には、助成対象物の本体及び資材に係る費用を助成対象経費とします。
- 見積りは複数の工事業者に依頼することをおすすめします。
- 一部を除き、国や都の補助制度との併用も可能です。※詳細は「3 助成対象機器等と助成金額」の表をご確認ください。

5 申込に必要な書類

かつしかエコ助成金交付申込書(第1-3号様式)の裏面をご覧ください。
設置工事前の申込となります。

※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクは購入後の申請となります。

⇒かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書(第7-2号様式)をご覧ください。
(区ホームページからダウンロードしてください。)

6 設置完了後の手続き

機器等の導入完了後、**2カ月以内**に以下の必要書類を提出してください。

- ①かつしかエコ助成金完了報告書兼助成金交付申請書(第7号様式)
- ②対象機器等の設置にかかる、領収書の写し及びその内訳書の写し(原則として、申請者以外からの代理申請の場合は、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写し)
- ③機器等の設置又は施工後の現況写真(建物全体と設置機器・施工箇所がわかる写真)
 - 太陽光発電システムの場合は、設置したパネルの枚数がわかること。
 - 遮熱塗装等断熱改修(高反射率塗装)の場合は、施工中、施工後及び使用塗料空缶等の写真をご提出ください。
 - LED照明機器の場合は、型番等が分かる写真等及び照明点灯時の写真をご提出ください。
- ④省エネ型小規模燃焼機器等及び空調設備機器の改修の場合は、点火試験報告書または試運転報告書の写し等、機器の稼働が確認できるもの。
- ⑤太陽光発電システムの場合は、「接続契約のご案内」の写し等、電力会社との電力受給契約の内容がわかる書類
- ⑥新築の場合は、検査済証の写し
- ⑦かつしかエコ助成金交付請求書(第10号様式)

令和3年度 事業所用 かつしかエコ助成金のご案内

◆個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」または「集合住宅用」をご覧ください。

1 申込受付期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

• 一部を除き設置工事前の申込です。

詳しくは「3 助成対象機器等」と助成金額をご確認ください。

• 工事完了後は**2カ月以内**に設置完了報告書類を提出してください。

2 助成対象者

区内に住所を有する事業所等が、その事業を行う場所及び事務所に対象機器等を導入する場合で、以下の項目に該当する方(リース・レンタルを除く)

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (5) 医療法第39条に規定する医療法人
- (6) 宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- (7) 地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- (8) その他上記以外の法人であって、区長が特に必要と認めるもの。

<次の要件を満たす必要があります>

- 次ページ「3 助成対象機器等と助成金額」表どおりの対象機器等を導入すること
- 直近の法人都民税を滞納していないこと。
※個人事業者の場合は、令和2年度特別区民税及び都民税(平成31年1月から令和元年12月末まで)を滞納していないこと。
- 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- 同じ種類の機器等に対して、既にかつしかエコ助成金制度等に基づく区の助成を受けていないこと。
- 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- 賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- 工場を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定による工場の設置の認可を受けていること。
- 指定作業場を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の規定による指定作業場の設置の届出をしていること。
- 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- 助成金交付後に代金還元(キャッシュバック)を受けないこと。(キャッシュバックがあった場合、助成金を返還していただくことがあります。)

<申請及び問い合わせ先>

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係(区役所4階410番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話:03-5654-8228 または 03-5654-8531

FAX:03-5698-1538

3 助成対象機器等と助成金額

対象機器等	申込の時期	要件	助成金額
太陽光発電システム	設置工事前	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等の上屋等に設置し、事業用途に電力を供する機器で、太陽電池の最大出力合計が3キロワット以上10キロワット未満のもの又は太陽電池の最大出力合計が10キロワット以上のものであって、パワーコンディショナーで10キロワット未満に最大出力を制御するもの 財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。 	太陽電池モジュールの最大出力1KW当たり80,000円（限度額800,000円） ※蓄電池併設の場合は全体額に50,000円を加算
蓄電池		経済産業省又は環境省が、実施する又は実施していた以下のいずれかの事業において、当該事業の執行団体が指定しているもの。 経済産業省：住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業 環境省：二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業、戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業、建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省CO2化促進事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）、集合住宅の省CO2化促進事業	助成対象経費の1/4（限度額1,000,000円、容量10kWh未満のものは限度額200,000円） ※太陽光発電システム併設の場合は全体額に50,000円を加算
遮熱塗装等断熱改修 ①～③合わせて1回 ※新築は対象外		①屋根・屋上・壁等の高反射率塗装等 高反射率塗料等においては、国内の第三者機関における日射反射率が50%以上又は同等以上の性能であること。	①については、助成対象経費の1/4又は施工面積(m ²)×1,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		②窓における遮熱塗装等 日射調整フィルム及びコーティング材においては、国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(m ² ・K)未満（コーティング材の場合は6.0W/(m ² ・K)以下）であり、かつ日射調整性能について、適切な対候性が確認されている製品とする。 ※可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満とする。	②については、助成対象経費の1/4又は施工面積(m ²)×3,000円（助成単価）のいずれか小さい額
		③断熱改修（窓、外壁、屋根・屋上、天井、床） 外壁、屋根・屋上、天井、床の断熱改修においては、住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4（フラット35S）技術基準」に規定する断熱材の厚さの基準以上、窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が4.0（W/m ² ・K）以下を満たすものであること。	③については、助成対象経費の1/4 （①～③合わせて限度額400,000円） ※面積は小数点以下第3位を四捨五入
LED照明機器への改修 （助成対象経費の総額が100,000円以上の改修） ※新築、新規設置は対象外		東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であり、蛍光灯等からの変更であること。 ただし、白熱灯からLED電球、屋外灯への交換で、グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の12-1照明器具、12-2ランプのそれぞれの判断基準を満たすものについては、助成の対象とする。	助成対象経費の1/2又は1灯あたり10,000円（助成単価）のいずれか小さい額 ※LED電球の場合は、1個当たりの助成単価を1,000円とする（限度額500,000円） ※東京都生活文化局の「公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業」の交付を受けるものについては、助成対象外とする
空調設備機器改修 ※新築、新規設置は対象外		東京都の「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であること。	助成対象経費の1/4（限度額1,000,000円）
省エネ型小規模燃焼機器等への改修 （小型ボイラー、ガス発電給湯器、燃料電池） ※小規模燃焼機器は、新築・新規設置は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 小規模燃焼機器にあっては、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度において、認定対象機器として指定されていること。（「認定機器・事業者一覧」に掲載されている機器であること）。 燃料電池コージェネレーションシステムにあっては、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格0.3kW以上のものであること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準（JIS C 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	助成対象経費の1/4（限度額1,000,000円） ※発電能力が定格1.5KWまでの燃料電池を導入する場合は、住宅対象の助成金額と同額の5万円を1台まで適用する。 ※東京都生活文化局の「公衆浴場クリーンエネルギー化推進事業」の交付を受けるものについては、助成対象外とする	
その他省エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修 ※新築、新規設置は対象外	東京都地球温暖化防止活動推進センター若しくは財団法人省エネルギーセンター若しくは東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー及び節電診断に基づき導入する省エネルギー・節電設備であること。	助成対象経費の1/4 （限度額1,000,000円）	
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 電動バイク	要件となる補助金の交付決定後	経済産業省が実施する又は実施していた次の事業における、補助対象車両として、当該事業の執行団体が指定する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、側車付二輪自動車・原動機付自転車、ミニカー、超小型モビリティで、同団体より補助を受けた車両で、平成25年4月1日以降に購入したものの対象となる事業：クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 ◆使用の本拠の位置が葛飾区内であること。（「使用の本拠の位置」とは、自動車検査証に記載された使用の本拠の位置のことです。）	国の補助事業における交付額の1/4 （限度額250,000円）

・既設の太陽光発電システムの要件（蓄電池を新設する際）：次の①～③のいずれかに該当すること ①令和3年度の太陽光発電システムの要件に該当するもの ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの ③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの

・既設の蓄電池の要件（太陽光発電システムを新設する際）：次の①、②のいずれかに該当すること ①令和3年度の蓄電池の要件に該当するもの②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの